

# 審 査 基 準

令和4年2月3日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第13条第1項
処 分 の 概 要： 緊急自動車の指定
原権者(委任先)： 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 14日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先： 使用の本拠の位置を管轄する警察署交通(第一)課
問 い 合 わ せ 先： 使用の本拠の位置を管轄する警察署交通(第一)課 又は警察本部交通規制課(電話 058-271-2424)
備 考：